

白井市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定作業について（報告）

このことについて、市では、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定を受け、下記のとおり市の計画改定に向けた作業を進めています。

記

1 計画の名称

白井市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 10 月改定）

2 計画策定の根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条
「市町村は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとする。」

3 計画の内容

白井市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び市民に対する予防接種の実施並びにその他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等。

4 改定の目的

令和 7 年 3 月に県行動計画の改定（資料 1）に伴い、特措法第 8 条の規定により県行動計画と整合を図るため改定するもの。

5 改定の要旨

市町村行動計画作成の手引き及び県行動計画等を踏まえ、感染症危機が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるように、平時の準備や感染症発生時の指針を定めるもの。

以上